

はじめに

札幌市子どもの権利救済機関子どもアシストセンターが設置されて3年が経過しました。条例に基づいた活動が前提となるのは論を待たないのですが、子どもの権利とは何か、そしてそれが侵害されるということはどのようなことを指すのか、また、私たちに与えられた役割とは何かなど、スタッフ一同、活動しつつ常に考え続けた3年間でした。

子どもの権利の救済とは、子どもの権利が守られているかどうかを monitor(監視)する機能のことですが、文字通り開設当初から私たちが継続してきたのは、相談や調整などを通して、モニター画面に映る札幌の子どもたちの「こころ育ち」を見つめることだったように思います。

＊ ＊ ＊

では、モニター画面に映しだされる子どもたちの真の願いとはどのようなもののでしょうか。相談者から寄せられる内容は、困難な事態に第3者の関わりや具体的な解決を望むというよりは、心の叫びを聴き、受け止めてほしいというものが大多数でした。匿名がほとんどである相談に耳を傾けるなかで、いま、子どもたちから奪われているのは「よい関係の中で育つ」権利なのではないかという思いを強くしています。多くの時間を過ごす学校での子ども同士の関係、教師との関係、そして家庭での親子関係などがその主な内容です。3年間の実際の活動としては、子どもの権利侵害が生じた事態に対する「救済」よりも、苦悩する子どもや保護者の抱える「関係の困難さ」に相談活動を通じて対応することが主眼となりました。

＊ ＊ ＊

寄せられる声に耳を傾けるほどに、よい関係が築かれないまま育つ子どもが多いことに気づかされます。身体の発育に栄養が必要なと同じように、こころの育ちには「よい関係」が用意されなければなりません。大切にされるべき子どもの権利の一つに、「自らの意見を表明すること」がありますが、周囲から自分の気持ちを十分に受け入れてもらえたという体験なしには、感情を言葉に表わしたり意見を述べることは難しくなります。困難な時には周囲に助けを求めることができるのも「よい関係」があればこそでしょう。「どうせ自分なんて」「話しても分かってもらえない」、時には「自分には生きる価値がない」などという深刻な叫びを受け止めるなかで、いかに多くの子どもが確かな心の居場所を求めているかを、また孤立した子育ての中で保護者が抱えているゆき詰まり感がいかに深いものであるかを、肌で感じる日々でした。

＊ ＊ ＊

救済機関が他の相談機関と異なる点は、幅広く「相談」を受けるなかで、明らかな子どもの権利の侵害要因がある時には第3者の立場から調整活動を行い、さらには勧告や意見表明など改善に向けて具体的に働きかけていくことができる権限を付与されていることです。今後それらの権限が正しく行使されるためにも、私たちが聴き続けてきた子どもや保護者からの声をこの報告書を通してお届けすることができれば幸いです。

札幌市子どもの権利救済機関子どもアシストセンター
代表子どもの権利救済委員 市川 啓子